

第1号議案

令和7年度 大分県 一般会計 予算

令和7年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 702,677,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円 と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2)

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 146,900,000
	1 県 民 税	40,410,229
	2 事 業 税	33,485,630
	3 地 方 消 費 税	44,461,485
	4 不 動 産 取 得 税	2,550,371
	5 県 た ば こ 税	1,375,557
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	332,712

(4)

	7 軽油引取税	8,676,937
	8 自動車税	15,248,818
	9 鉱区税	12,602
	10 狩猟税	19,053
	11 産業廃棄物税	326,606
2 地方消費税清算金		59,598,000
	1 地方消費税清算金	59,598,000
3 地方譲与税		25,460,000
	1 特別法人事業譲与税	22,874,000
	2 地方揮発油譲与税	2,202,000
	3 石油ガス譲与税	58,000

	4 自動車重量譲与税	161,000
	5 森林環境譲与税	162,000
	6 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		799,000
	1 地方特例交付金	799,000
5 地方交付税		185,300,000
	1 地方交付税	185,300,000
6 交通安全対策特別交付金		232,000
	1 交通安全対策特別交付金	232,000
7 分担金及び負担金		3,695,444

	1 分 担 金	126,222
	2 負 担 金	3,569,222
8 使用料及び手数料		6,972,124
	1 使 用 料	5,386,779
	2 手 数 料	1,585,345
9 国 庫 支 出 金		103,957,297
	1 国 庫 負 担 金	27,746,481
	2 国 庫 補 助 金	73,535,633
	3 委 託 金	2,675,183
10 財 産 収 入		1,761,160

	1 財 産 運 用 収 入	1,198,926
	2 財 産 売 払 収 入	562,234
11 寄 附 金		128,580
	1 寄 附 金	128,580
12 繰 入 金		32,278,691
	1 特 別 会 計 繰 入 金	289,295
	2 基 金 繰 入 金	31,989,396
13 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
14 諸 収 入		70,545,604

	1 延滞金、加算金及び過料等	126,724
	2 県 預 金 利 子	21,649
	3 貸 付 金 元 利 収 入	63,329,469
	4 受 託 事 業 収 入	1,270,940
	5 収 益 事 業 収 入	2,566,099
	6 雑 入	3,230,723
15 県 債		65,049,000
	1 県 債	65,049,000
歳 入 合 計		702,677,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,169,257
	1 議 会 費	1,169,257
2 総 務 費		31,353,115
	1 総 務 管 理 費	11,489,490
	2 企 画 費	7,586,333
	3 徴 税 費	4,556,705
	4 市 町 村 振 興 費	727,028
	5 選 挙 費	768,171

	6 防 災 費	4,970,684
	7 統 計 調 查 費	895,182
	8 人 事 委 員 會 費	166,127
	9 監 查 委 員 費	193,395
3 福 祉 生 活 費		75,991,186
	1 社 會 福 祉 費	48,865,817
	2 兒 童 福 祉 費	25,287,787
	3 生 活 保 護 費	1,436,192
	4 災 害 救 助 費	401,390
4 保 健 環 境 費		42,344,924
	1 公 衆 衛 生 費	30,136,312

	2 環 境 保 全 費	2,723,364
	3 保 健 所 費	2,007,111
	4 医 務 費	6,721,793
	5 藥 務 生 活 衛 生 費	756,344
5 勞 働 費		2,651,628
	1 勞 政 費	141,425
	2 職 業 訓 練 費	1,627,452
	3 雇 用 対 策 費	787,794
	4 勞 働 委 員 会 費	94,957
6 農 林 水 産 業 費		50,330,539
	1 農 業 費	11,564,423

	2 畜 產 業 費	3,561,248
	3 農 地 費	17,677,097
	4 林 業 費	12,715,742
	5 水 產 業 費	4,812,029
7 商 工 費		68,544,465
	1 中 小 企 業 費	62,811,294
	2 工 鉦 業 費	4,705,613
	3 觀 光 費	1,027,558
8 土 木 費		86,668,002
	1 土 木 管 理 費	6,963,449
	2 道 路 橋 梁 費	45,246,530

	3 河 川 海 岸 費	21,688,065
	4 港 湾 費	3,934,811
	5 都 市 計 画 費	6,344,436
	6 住 宅 費	2,490,711
9 警 察 費		28,200,324
	1 警 察 管 理 費	26,674,877
	2 警 察 活 動 費	1,525,447
10 教 育 費		128,562,305
	1 教 育 総 務 費	15,771,146
	2 小 学 校 費	36,519,677
	3 中 学 校 費	23,048,350

	4 高等学 校 費	34,840,603
	5 特別支援教育費	13,603,314
	6 大 学 費	1,231,546
	7 社 会 教 育 費	2,147,266
	8 保 健 体 育 費	1,400,403
11 災 害 復 旧 費		25,021,500
	1 農林水産業施設災害復旧費	7,606,349
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	17,065,151
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	250,000
	4 県立学校施設災害復旧費	100,000
12 公 債 費		82,784,942

	1 公 債 費	82,784,942
13 諸 支 出 金		78,884,813
	1 積 立 金	1,662,062
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	42,923,640
	3 利 子 割 交 付 金	60,353
	4 配 当 割 交 付 金	403,106
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	654,345
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,406,236
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	29,998,304
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	232,940
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	543,827
14 予 備 費		170,000

	1 子 備 費	170,000
歳 出 合 計		702,677,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 オフィス改革推進事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	千円 266,569
2 県有建築物保全事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	620,000
3 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 7 年度から 令和 17 年度まで	共同発行総額 1,218,000,000千円から大分県の 発行額 15,000,000千円を除いた額 1,203,000,000 千円並びにその利子
4 自動車税種別割納税通知書作成等業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	14,581
5 県税システム改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	46,200

6	温泉資源適正利用推進事業	令和7年度から 令和8年度まで	20,306
7	防災情報通信システム更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	122,375
8	県庁防災体制強化事業	令和7年度から 令和8年度まで	49,280
9	信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助	令和7年度から 令和26年度まで	2,379,360
10	職業訓練等業務委託料	令和7年度から 令和9年度まで	210,397
11	人材確保総合推進事業	令和7年度から 令和9年度まで	259,868
12	外国人労働者受入対策強化事業	令和7年度から 令和9年度まで	45,978
13	農業近代化資金等利子補給	令和7年度から 令和28年度まで	234,700

<p>14 天災融資法に基づく災害資金損失補償</p>	<p>令和7年度から 令和20年度まで</p>	<p>1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後3か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。</p> <p>3 融資条件 (1) 融資枠 5億円 (2) 貸付利子 年1.00% (3) 償還期限 7年以内</p>
<p>15 災害資金利子補給</p>	<p>令和7年度から 令和14年度まで</p>	<p>13,978</p>
<p>16 特定災害資金利子補給</p>	<p>令和7年度から 令和15年度まで</p>	<p>32,306</p>
<p>17 農業経営負担軽減支援資金利子補給</p>	<p>令和7年度から 令和23年度まで</p>	<p>33,880</p>

18 畜産特別資金利子補給	令和7年度から 令和32年度まで	19,381
19 漁業近代化資金利子補給	令和7年度から 令和28年度まで	181,466
20 漁業経営維持安定資金利子補給	令和7年度から 令和17年度まで	7,691
21 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	<p>1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。）において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。</p> <p>3 乙の主な借入条件</p> <p>(1) 借入金額 154,000千円</p> <p>(2) 利率 無利子</p> <p>(3) 償還期限 借入日から10年以内</p>

		(4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%
22 基幹水利施設保全対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	120,000
23 農業水利施設保全合理化事業	令和7年度から 令和8年度まで	460,000
24 小水力発電施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
25 水田畑地化推進基盤整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,260,000
26 畑地帯総合整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
27 産地基幹農道整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	430,000
28 中山間地域総合整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	180,000

29 演習場周辺障害防止対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	800,000
30 防災重点農業用ため池等整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	3,572,900
31 河川工作物応急対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	270,000
32 河川工作物大野川水管橋耐震化事業	令和7年度から 令和9年度まで	260,000
33 河川工作物大野川水管橋護床改修事業	令和7年度から 令和9年度まで	480,000
34 海岸保全事業	令和7年度から 令和8年度まで	280,000
35 復旧治山事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
36 地すべり防止事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000

37	漁業取締船代船建造事業	令和7年度から 令和8年度まで	644,131
38	水産流通基盤整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	246,000
39	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
40	国道212号道路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	890,000
41	国道217号道路改良事業(平岩松崎工区)	令和7年度から 令和8年度まで	520,000
42	国道388号道路改良事業	令和7年度から 令和9年度まで	850,000
43	県道三重新殿線道路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	60,000
44	県道中津高田線道路改良事業(江須賀金屋工区)	令和7年度から 令和8年度まで	520,000

45 県道中津高田線道路改良事業 (角木工区)	令和7年度から 令和9年度まで	940,000
46 (公) 道路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,850,000
47 (単) 道路施設補修事業	令和7年度から 令和8年度まで	300,000
48 (公) 交通安全事業	令和7年度から 令和8年度まで	900,000
49 (公) 道路防災事業	令和7年度から 令和8年度まで	650,000
50 (公) 道路施設補修事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,100,000
51 (公) 道路災害関連事業	令和7年度から 令和8年度まで	80,000
52 (単) 道路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,000,000

53	道路関係受託事業	令和7年度から 令和8年度まで	105,000
54	(単) 橋梁整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	60,000
55	(単) 河川海岸改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	270,000
56	(公) 広域河川改修事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,000,000
57	(公) 障害防止対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	124,823
58	(公) 治水ダム建設事業	令和7年度から 令和8年度まで	502,000
59	河川施設災害防止緊急対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	200,000
60	河川関係受託事業	令和7年度から 令和8年度まで	138,000

61 (公) 海岸環境整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000
62 土木施設災害復旧事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,220,000
63 (公) 重要港湾改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	400,000
64 (公) 地方港湾改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	350,000
65 (公) 港湾改修統合事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	110,000
66 (公) 通常砂防事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	500,000
67 (公) 火山砂防事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	260,000
68 (公) 地すべり対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	120,000

69	(公) 急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	430,000
70	(公) 砂防施設緊急改築事業	令和7年度から 令和8年度まで	170,000
71	(公) 砂防災害関連事業	令和7年度から 令和8年度まで	70,000
72	(単) 街路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
73	(公) 街路改良事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,700,000
74	生活排水処理施設整備費補助	令和7年度から 令和19年度まで	376,769
75	営繕関係受託事業	令和7年度から 令和8年度まで	39,301
76	公立学校教員採用選考試験問題作成業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	24,873

77 県立学校施設整備事業（エレベーター設備）	令和7年度から 令和8年度まで	209,601
78 県立学校施設整備事業（大分上野丘高等学校）	令和7年度から 令和8年度まで	294,895
79 県立学校施設整備事業（大分鶴崎工業高等学校）	令和7年度から 令和8年度まで	55,676
80 県立学校施設整備事業（日出総合高等学校）	令和7年度から 令和8年度まで	248,254
81 県立学校施設整備事業（大分支援学校）	令和7年度から 令和8年度まで	614,988
82 県立学校施設整備事業（別府支援学校本校）	令和7年度から 令和8年度まで	475,170
83 県立学校施設整備事業（別府支援学校石垣原校）	令和7年度から 令和8年度まで	433,253
84 県立学校施設整備事業（別府支援学校鶴見校）	令和7年度から 令和8年度まで	166,704

85 県立学校施設整備事業（佐伯支援学校）	令和7年度から 令和13年度まで	234,825
86 建物賃借料	令和7年度から 令和12年度まで	24,739
87 定時制高等学校給食業務委託料	令和7年度から 令和10年度まで	31,459
88 県立学校給食業務委託料（中津支援学校）	令和7年度から 令和10年度まで	48,737

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設費	千円 1,429,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
防災施設整備費	3,000,000			
電動車導入推進事業費	2,000			
災害援護資金貸付金	66,000			
社会福祉施設整備費	115,000			
児童相談所整備費	138,000			
太陽光発電施設整備費	26,000			
自然公園施設整備費	10,000			
農林水産業施設 災害防止緊急対策費	246,000			

土 地 改 良 費	2,394,000			
県 央 空 港 整 備 費	17,000			
農 地 防 災 事 業 費	849,000			
林 道 費	225,000			
造 林 費	97,000			
治 山 費	1,369,000			
沿 岸 漁 場 基 盤 整 備 費	238,000			
漁 港 費	315,000			
防 災 対 策 推 進 費	2,838,000			
共 生 の ま ち 整 備 費	72,000			
道 路 費	20,510,000			
河 川 費	3,759,000			
海 岸 費	470,000			

港 湾 費	1,439,000			
砂 防 費	2,872,000			
土木施設災害防止緊急対策費	5,401,000			
空 港 建 設 費	406,000			
街 路 費	1,234,000			
都 市 環 境 整 備 費	87,000			
住 宅 建 設 費	814,000			
県立学校施設整備費	3,650,000			
社会教育施設整備費	85,000			
警 察 施 設 整 備 費	125,000			
交通安全施設整備費	540,000			
災害時緊急対応事業費	6,175,000			
治山施設災害復旧費	106,000			

漁港施設災害復旧費	166,000			
土木施設災害復旧費	3,764,000			
合計	65,049,000			

第 2 号議案

令和 7 年度 大分県公債管理特別会計予算

令和 7 年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,973,850千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 128,973,850
	1 繰 入 金	83,944,850
	2 県 債	45,029,000
歳 入 合 計		128,973,850

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		128,973,850
	1 公 債 費	128,973,850
歳 出 合 計		128,973,850

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 45,029,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第 3 号議案

令和 7 年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,177,328千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 114,177,328
	1 分担金及び負担金	29,219,158
	2 国庫支出金	34,861,692
	3 財産収入	61,673
	4 繰入金	6,713,789
	5 繰越金	528
	6 諸収入	43,320,488

歳 入 合 計		114,177,328

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		114,177,328
	1 国民健康保険事業費	114,177,328
歳 出 合 計		114,177,328

第 4 号議案

令和 7 年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,639千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 121,639
	1 繰 入 金	4,946
	2 繰 越 金	64,273
	3 諸 収 入	52,420
歳 入 合 計		121,639

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		121,639
	1 母子父子寡婦福祉資金	121,639
歳 出 合 計		121,639

第5号議案

令和7年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		40,917
	1 繰 入 金	7,613
	2 繰 越 金	3,519
	3 諸 収 入	29,785
歳 入 合 計		40,917

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		40,917
	1 中小企業設備導入資金	40,917
歳 出 合 計		40,917

第 6 号議案

令和 7 年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 952,739千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円 950,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	176,858
	3 諸 収 入	585,642
2 業 務 勘 定		2,739
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	114
歳 入 合 計		952, 739

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		950,000
	1 林業・木材産業改善資金	200,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		2,739
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	114
歳 出 合 計		952,739

第 7 号議案

令和 7 年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 7 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,585千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円
		200,000
	1 繰 越 金	185,470
	2 諸 収 入	14,530
2 業 務 勘 定		1,585
	1 繰 入 金	1,585
歳 入 合 計		201,585

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	200,000
2 業 務 勘 定		1,585
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,585
歳 出 合 計		201,585

第 8 号議案

令和 7 年度 大分県県営林事業特別会計予算

令和 7 年度大分県県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 597,379千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		597,379
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	38
	2 財 産 収 入	478,421
	3 繰 入 金	94,620
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	5,299
	6 県 債	19,000

歳 入 合 計		597,379

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		597,379
	1 県 営 林 事 業 費	283,410
	2 県 民 有 林 事 業 費	313,969
歳 出 合 計		597,379

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 15,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県営林造成事業費	4,000			
合 計	19,000			

第 9 号議案

令和 7 年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和 7 年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 823,502千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 大分臨海工業地帯建設事業費		千円 823,502
	1 財 産 収 入	708,501
	2 繰 入 金	114,901
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		823,502

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		823,502
	1 土地造成費	823,502
歳 出 合 計		823,502

第10号議案

令和7年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,116,113千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 施 設 整 備 事 業 費		千円
		5, 116, 113
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1, 403, 661
	2 財 産 収 入	123, 133
	3 繰 入 金	2, 493
	4 諸 収 入	50, 826
	5 県 債	3, 536, 000
歳 入 合 計		5, 116, 113

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 港湾施設整備事業費		5,116,113
	1 港湾施設整備事業費	5,116,113
歳 出 合 計		5,116,113

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港湾機能施設整備事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	千円 300,000

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 3,536,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。